

# 意外と知られていない

## 訪問看護の基礎知識 ⑤

地域ケア科医長 小松裕和

### 実は、退院当日から訪問看護が利用できる！

#### 自宅へ搬送するだけでも心配なとき

- ・ 訪問看護が自宅で待機
- ・ 自宅に着いたら点滴や処置の実施

#### 退院指導／介護指導／内服に心配があるとき

- ・ 訪問看護でフォローアップ
- ・ 自宅での医療機器の取り扱い
- ・ 退院直後1～2週は多めの訪問看護利用を！



今回ご紹介するのは、「**実は、退院当日から訪問看護が利用できる！**」ということです。退院時に特別訪問看護指示書を発行することで、退院後連日の訪問看護が14日間にわたり利用できることは前回紹介しましたが、なんと退院当日から訪問看護が利用できるのです！

これを知っておくと、最後の時間を数日でも過ごしたい方、医療依存度が高い方に、退院直後の心配を減らすことができます。訪問看護に自宅で待機してもらうこともできますし、自宅で引き継いですぐに処置や点滴も開始することができます。

特に、退院直後は病棟で実施していた退院指導や介護指導や内服管理などが、きちんと行われるか心配は尽きないかもしれませんが、訪問看護で退院当日からフォローアップに入ることができます。電子機器は若い人でも苦手な方がいると思いますが、在宅酸素をはじめとする医療機器の新規導入では、医療従事者側が思っている以上に本人や家族の苦手意識、不安は大きいものです。そこで訪問看護にサポートしてもらうことで、在宅導入時期の不安や負担を減らし、再入院を予防することができます。できれば、退院直後の1～2週間は多めの訪問看護の利用をソーシャルワーカーやケアマネジャーに提案してみましょう！

実は、訪問看護は必要な方に利用できるようになっていますので、「**たしか訪問看護、こういう利用ができるんじゃないかった？**」とまずは医師や看護師やソーシャルワーカーなど、関係者で話をしてみるのが大切です。